

寄附金控除（税制優遇）について

やどかりの里は公益社団法人の認定を受けているため、やどかりの里への寄付は、特定公益増進法人への寄付として、所得税、相続税、法人税の税法上の優遇措置を受けることができます。

<個人によるご寄付>

1 所得税

やどかりの里への寄付は、確定申告をすることで所得税の控除を受けることができます。確定申告には、やどかりの里発行の領収証と税額控除証明書が必要です。所得税の控除には、「税額控除」と「所得控除」いずれかを選ぶことができます。

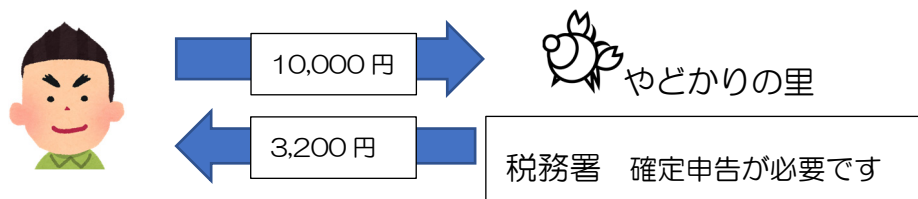


1) 税額控除の場合

(年間の寄付額合計額-2,000円) × 40% の額が所得税から控除され還付されます。

例) 10,000円のご寄付の場合

(10,000-2,000円) × 40% = 3,200円 所得税 3,200円が戻ります



※対象となる寄付額は、年間所得の40%が限度です。
※控除される所得税は、所得税額の25%が限度です。

2) 所得控除の場合

年間の寄付金合計額-2,000円 の額が所得から控除され、所得税額が算出されます

※対象となる寄付額は、所得税額が算出されます。

※確定申告の詳細は、国税庁ホームページを参照いただくか最寄りの税務署にお問い合わせください。
勤務先などでの年末調整では寄付金控除の手続きはできませんのでご注意ください

2 住民税

さいたま市の条例により、やどかりの里は、個人市民税の寄附金税額控除の対象法人として指定されています。さいたま市にお住まいの方は、確定申告を行うことにより個人住民税の控除を受けることができます。さいたま市以外の方は各自治体にお問い合わせください。

3 相続税

相続された財産からご寄付いただいた場合、相続税は課税されません。

<法人によるご寄付>

ご寄付は損金参入することができます。

※所得税、法人税に関するお問い合わせは最寄りの税務署まで、個人住民税に関するお問い合わせは、お住まいの都道府県税務事務所または各市区町村の徴税窓口までお願いいたします。